第3次 大府市環境基本計画 概要版

エコ・フレンドリープラン

~人と自然が共生する みらい輝く健康都市~



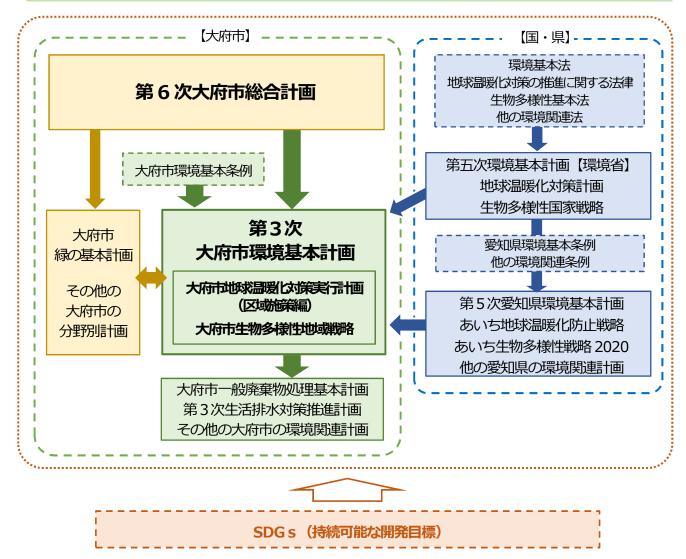
計画策定の背景と目的

近年、国際社会においては温室効果ガスによる地球温暖化や新たな環境問題としてマイクロプラスチックによる海洋汚染などが顕在化し、地球環境の持続可能性が懸念されています。本市においても、地域の環境問題だけではなく、地球環境にどのように貢献していくかが課題となっています。

このような背景のもと、本市では、良好な環境を保全し、創造していくために長期的な目標及び施策の方針、さらに市民・事業者・市の役割などを定めた本計画を策定し、将来世代へ健康で快適な環境を継承するとともに、環境負荷の少ない人と自然とが共生できる社会の構築の実現を目指します。



計画の位置付け及び計画期間



(1) 計画の位置付け

本計画は、令和2年3月に策定された「第6次大府市総合計画」の環境分野の分野別計画としての役割を担っており、本市のその他の分野別計画と整合を図っています。また、本市の環境行政のマスタープランとして、「大府市地球温暖化対策実行計画」及び「生物多様性地域戦略」を含めて策定する総合的な計画です。本計画の策定にあたっては、国の「第五次環境基本計画」、県の「第5次愛知県環境基本計画」をはじめとした、環境関連計画の内容も踏まえて策定しています。

さらに、国連で採択されたSDGs (持続可能な開発目標)への貢献やゼロカーボンシティの実現 に向けた取組を推進する計画としています。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。なお、本計画は毎年度実施状況をチェックするとともに、本市の環境状況や社会経済状況などにより必要が生じた場合は、計画の期間中に見直しを行います。



環境将来都市像及び基本理念

(1) 環境将来都市像

《第3次大府市環境基本計画の環境将来都市像》

人と自然が共生する みらい輝く健康都市

~安心して暮らし続けることができる まちを実現しよう 我がまち大府で~

未来に向けて、市民、事業者及び市などの様々な主体が協働で取り組むことにより、これからも輝き続けることができる健康都市を実現しようという考えを環境将来都市像に表現しています。

(2) 基本理念

《環境将来都市像を実現するための基本理念》

一人ひとりが自分のこととして環境を意識し、 学び、気づき、そして行動する市民を育む

身近な環境から地球規模の環境まで、市民一人ひとりが、自分ごととして意識するとともに、環境について学校・家庭・地域・事業所及び生活の中で学んだり、身近な環境の変化などに気づくことにより、環境を守るための行動を日常的に行う市民を育むことが大切と考え、基本理念として表現しています。



4 ゼロカーボンシティの実現

近年、世界的に地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が増加しています。サスティナブル健康都市を将来都市像に掲げてSDGsに取り組む本市においても、国際社会の一員として地球規模の課題に寄与し、「令和 32 年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向けて、本計画を通じて市民や事業者と共にゼロカーボンシティの実現に向けた取組を着実に進めていきます。

基本方針・基本施策

多くの市民が望んでいる安心・安全・ 快適な生活環境づくりには、安定した幹 (骨格)が必要です。また、その幹を育て るためには、主体的に活動する人や地域 協働による連携の根(基盤)を張り巡ら せることが重要です。

本計画を推進することで広く根を張り 巡らせ、太くて丈夫な幹を育てることによ り、『循環型社会』、『脱炭素社会』、『自 然共生社会』といった本市の環境を守る 枝葉(成果)が育まれ、持続可能な環境 将来都市像を実現します。本計画の環境 将来都市像を実現するための基本方針 及び基本施策を以下のように設定します。

基本方針3 環境に配慮した社会づくり 枝葉 «基本施策①» (成果) 循環型 社会づくり 《基本施策②》 脱炭素 自然共生 社会づくり 社会づくり 基本方針 1 持続可能なくらしづくり «基本施策①» 安心・安全・快適な 生活環境づくり 基本方針2 学びあうみらいの人づくり 《基本施策①》 地域協働・人づくり 根(基盤)

《施策体系:基本方針>基本施策>単位施策》

《基本方針1》

持続可能なくらしづくり

【基本施策①】

安心・安全・快適な 生活環境づくり

単位施策

- 1環境基盤の醸成
- ・モラルの向上

《基本/社2》

学びあうみらいの人づくり

- ②マナー

【基本施策①】

地域協働

・人づくり

単位施策

- 1)環境学習
 - ・環境教育の推進
- ②連携・協働による 環境保全活動の推進

《基本/針3》 環境に配慮した社会づくり

【基本施策①】 循環型社会づくり

【単位施策】

- ①廃棄物の適正処理
- ②連携・協働による 循環型社会の推進

【基本施策②】

脱炭素社会づくり

【単位施策】

- ①環境にやさしい ライフスタイルの促進
- ②環境に配慮した 事業活動の促進
- ③環境負荷の少ない まちづくりの推進

【基本施策③】

自然共生社会づくり

【単位施策】

- ①生物多様性への理解促進
- ②多様な生態系への保全
- ③水と緑の
 - ネットワークづくり



地球温暖化対策の推進「大府市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」

(1) 計画の位置付けと温室効果ガス排出量の削減目標

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される地方公共団体実行計画として「大府市地球温暖化対策実行計画」を位置付けます。

温室効果ガスの排出量削減の目標年度は本計画の期間とあわせて令和 12 年度とします。国の目標は、平成 25 年度を基準として、令和 12 年度に 26%削減、令和 32 年度には実質ゼロにすることとしています。本市においても、国の目標を踏まえるとともに「ゼロカーボンシティ」の実現を見据えた目標を設定します。

また、部門別の削減目標についても国の計画に基づく削減量の目安を踏まえて設定します。 いずれの部門においても削減が必要になりますが、特に、業務その他部門、家庭部門において大きな削減が必要になります。

<大府市における温室効果ガス削減の目標>

	平成 25 年度 【実績値】	平成 29 年度 【実績値】	令和 12 年度 【目標値】	令和32年度 【長期目標】
総排出量	1,168千t-CO ₂	1,216千t-CO ₂	864千t-CO ₂	排出実質ゼロ [※]
平成 25 年度比	_	+4.1%	△26.0%	
平成 29 年度比		_	△28.9%	

※排出実質ゼロ: CO2などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

(2) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

単位施策	市民・事業者・市が協働で進める主な取組		
	①省エネルギー・省資源の推進 ⇒脱炭素社会づくり		
1温室が果ガスの排出を減らす	②再生可能エネルギーの利用促進 ⇒脱炭素社会づくり		
	③環境にやさしい交通利用の促進 ⇒脱炭素社会づくり		
	①徒歩圏内で生活できるまちづくりの推進 ⇒脱炭素社会づくり		
2ゼロカーボンに向けたまちや 仕組みをつくる	②環境に配慮した消費行動・事業活動の促進 ⇒脱炭素社会づくり		
	③循環型社会の形成 ⇒循環型社会づくり		
3二酸化炭素の吸収原を確保する	①水と緑の保全 ⇒自然共生社会づくり		
4気候の変動に適応する	①気候変動の影響被害の防止		



計画の推進体制

市民や事業者、市の取組について、その進捗状況や成果を定期的に点検・評価して、その結果をさらにその次の取組へとつなげていくことが必要です。そこで、本計画では、大府市の環境マネジメントシステムを活用して、「Plan(計画)」「Do(実践)」「Check(点検・評価)」「Action(見直し)」というPDCAサイクルに基づき進行管理を進めるとともに、大府市環境審議会に適宜報告しながら継続的改善を図っていくこととします。